保国発 1223 第１号
令和元年 12 月 23 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長　殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）

令和２年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について（通知）

各都道府県において、令和２年度の国民健康保険特別会計予算を推計し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 75 条の７に規定する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）及び国保法第 82 条の３に規定する標準保険料率の算定を行うに当たり、算定に用いる係数（以下「確定係数」という。）を別添のとおりお示しする。

各都道府県においては、下記のとおり納付金及び標準保険料率の算定に万全を期していただくようお願いする。

記

１．納付金及び標準保険料率の算定について

都道府県は、以下①～④に示す「国が示すべき係数」及び「令和２年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数種別等について（令和元年９月 27 日付保国発 0927 第２号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）」において示した基準の考え方等に基づき都道府県及び市町村が作成する係数等を用いて、⑤の推計表等を活用し、納付金及び（１）～（３）の標準保険料率等を算定し、その結果を国に報告すること。

なお、これらの確定係数については、本年度末に厚生労働大臣告示が示される際、数値が変わる可能性があることに留意すること。（「全国年齢階級別１人当たり平均給付費」及び「全国平均１人当たり所得金額」は令和２年１月中に告示する予定である。）

① 国が示すべき係数、共通係数等（共通係数）（別紙１）
② 国が示すべき係数（個別係数・都道府県分）（別紙２）
③ 国が示すべき係数（個別係数・市町村分）（別紙３－１～３－２）
・別紙３-１　特別調整交付金交付見込額（市町村分）
・別紙３-２　保険者努力支援制度交付見込額（市町村分）
④ 特別調整交付金算定内訳表（別紙４－１～４－２）
・別紙４－１　特別調整交付金（20 歳未満の被保険者）算定内訳表
・別紙４－２　特別調整交付金（経営努力分経過措置）算定内訳表
⑤ 推計表（別紙５）

（１）都道府県標準保険料率について
① 都道府県標準保険料率は、所得割・均等割の２方式で算定する。
② α＝１のケースを算定することとし、βは所得係数を用いる。
③ 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する場合の標準的な収納率は、市町村規模別等に応じたものとする。

（２）市町村標準保険料率について
市町村標準保険料率は、都道府県が定めた都道府県統一の算定条件に基づき算定する。

（３）市町村の算定基準に基づく保険料率について
市町村の算定基準に基づく保険料率は、各市町村の算定基準をもとに算定する。これは、（２）で算定された市町村標準保険料率を市町村の算定基準に基づく保険料率に換算するものであるが、都道府県がより実態に近い保険料水準の目安を市町村に示すため、被保険者一人当たり令和元年度と同額又は赤字削減・解消計画に基づく法定外繰入を行うもの等と仮定して、算定することも可能とする。その際、実際に見込まれる収納率が標準的な収納率と異なる市町村においては、収納率を調整して保険料率を算定することも可能とする。

２．算定結果の報告について
各都道府県は納付金及び標準保険料率の算定結果について帳票を作成し、別紙６の提出期日までにメールで送付することにより、国に報告すること。
提出する帳票については、別紙６「提出帳票一覧」のとおり。
※期日以前に公表を行う場合も含めて、公表日前日までに必ず国に報告すること。

３．確定係数に基づく算定結果の公表について

都道府県は、国保法第 82 条の３に基づき標準保険料率の公表に努めるものとする。算定結果の公表方法については、市町村に通知したものを基本として、都道府県が国に提出する帳票を活用する方法や、必要な情報を適宜加工して、都道府県独自の様式による方法が考えられるが、後者による場合には、公表日前日までに公表予定資料を国に提供すること。

また、一人当たり保険料額を公表する場合には、市町村間の所得格差が投影されることとなるため、標準保険料率と組合せて公表することが望ましい。また、一人当たり保険料額等の伸び率を公表する場合には、必ず単年度の伸び率を用いるとともに、保険料の増減については、改革の影響によるものと、改革以外の影響（自然増及び法定外一般会計繰入等の削減）によるものが区別できるように留意すること。特に改革の影響による場合は、具体的な要因を説明できるようにすること。

なお、都道府県及び市町村が公表した算定結果の内容は、国も同じ内容を公表する可能性があることを申し添える。

連絡先：厚生労働省保険局国民健康保険課　市川、山谷
電　話：03（5253）1111（内線 3138）
メール：kokuho@mhlw.go.jp